○農林水産省令第二十五号

農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）第十九条第二項及び第二十条第三項並びに農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）第九十二条第五項及び第百十八条第四項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、農林水産省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日　農林水産大臣　江藤　拓

農林水産省組織規則の一部を改正する省令

農林水産省組織規則（平成十三年農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（調査官、企画官及び法令審査官）	（災害総合対策室並びに調査官、企画官、法令審査官及び原子力災害対策専門官）
第二条　文書課に、調査官二人、企画官一人及び法令審査官四人を置く。	**第二条**　文書課に、災害総合対策室並びに調査官二人、企画官一人、法令審査官四人及び原子力災害対策専門官二人を置く。
（削る）	2　災害総合対策室は、農林水産省の所掌事務に係る災害対策に関する事務の総括に関する事務をつかさどる。
（削る）	3　災害総合対策室に、室長を置く。
2～4　（略）	4～6　（略）
（削る）	7　原子力災害対策専門官は、命を受けて、原子力災害対策に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。
（技術政策室、食料安全保障室及び環境政策室並びに調査官、企画官、調整官、技術企画専門官、食料安全保障専門官、食料自給率専門官及び環境企画官）	（技術政策室、食料安全保障室及び環境政策室並びに調査官、企画官、調整官、技術企画専門官、食料安全保障専門官、食料自給率専門官及び環境企画官）
第四条　政策課に、技術政策室、食料安全保障室及び環境政策室並びに調査官二十四人、企画官三十四人、調整官五人、技術企画専門官三人、食料安全保障専門官四人、食料自給率専門官二人及び環境企画官三人を置く。	**第四条**　政策課に、技術政策室、食料安全保障室及び環境政策室並びに調査官二十五人、企画官三十五人、調整官四人、技術企画専門官三人、食料安全保障専門官四人、食料自給率専門官二人及び環境企画官三人を置く。
2～14　（略）	2～14　（略）
（災害総合対策室並びに管理官、地方企画調整官及び原子力災害対策専門官）	（管理官及び地方企画調整官）
第六条　地方課に、災害総合対策室並びに管理官一人、地方企画調整官九人及び原子力災害対策専門官二人を置く。	**第六条**　地方課に、管理官一人及び地方企画調整官九人を置く。

	2　災害総合対策室は、農林水産省の所管事務に係る災害対策に関する事務の総括に関する事務をつかさどる。
	3　災害総合対策室に、室長を置く。
	4・5　（略）
	6　原子力災害対策専門官は、命を受けて、原子力災害対策に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。
	（統計品質向上室並びに管理官、総務・会計専門官及び統計品質管理官）
第十条　管理課に、統計品質向上室並びに管理官、総務・会計専門官及び統計品質管理官それぞれ一人を置く。	2　統計品質向上室は、次に掲げる事務をつかさどる。
	一　農林水産省の所掌事務に係る統計の品質の向上のための審査に関すること。
	二　前号に掲げるもののほか、農林水産省の所掌事務に係る統計の品質の管理に関すること。
	3　統計品質向上室に、室長を置く。
	4・5　（略）
	6　統計品質管理官は、農林水産省の所掌事務に係る統計の品質の管理に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。
	（統計管理官、数理官及び情報企画官）
第十三条　統計部に、統計管理官三人、数理官一人及び情報企画官三人を置く。	
2～4　（略）	
（削る）	
（検査官、上席検査官、次席検査官及び検査情報分析官）	
第十五条　検査課に、検査官百十八人、上席検査官七人、次席検査官十八人及び検査情報分析官二人を置く。	
2～5　（略）	

（新設）	
2・3　（略）	
（新設）	
	（管理官及び総務・会計専門官）
	第十条　管理課に、管理官及び総務・会計専門官それぞれ一人を置く。
（新設）	
2・3　（略）	
（新設）	
	（統計管理官、数理官、情報企画官及び首席情報企画官）
	第十三条　統計部に、統計管理官三人、数理官一人、情報企画官三人及び首席情報企画官一人を置く。
	2～4　（略）
	5　首席情報企画官は、命を受けて、前項の事務を行い、及び同項の事務を総括する。
	（検査官、上席検査官、次席検査官及び検査情報分析官）
	第十五条　検査課に、検査官百二十五人、上席検査官七人、次席検査官十八人及び検査情報分析官二人を置く。
	2～5　（略）